

違反対象物の公表制度について

平成29年4月1日から

重大な消防法令違反の建物をホームページに公表します

違反対象物の公表制度とは

火災が起こった場合、人命への危険が特に高い消防法令違反がある建物を、

川越地区消防組合のホームページに公表することで、危険な建物の情報を自ら
知ることのできる情報公開制度になります。

○公表の対象となる建物

飲食店、店舗、ホテル、遊技場、映画館などたくさんの方が利用する建物や、病院、福祉施設などの災害時に自力避難が難しい方が利用する建物です。

○重大な消防法令違反の内容

消防用設備の設置義務があるにもかかわらず、以下の消防用設備が設置されていないものが対象です。

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

○公表する内容

- 1 建物の名称
- 2 所在地
- 3 違反の内容

○公表の方法

川越地区消防組合のホームページに掲載します。

○公表までの流れ

違反対象物情報は川越地区消防組合のホームページで公表されます



消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもなお、その違反が継続していると認められる場合に公表します。

制度の開始時期 平成29年4月1日

建物の関係者の方へ

建物の用途変更等を行う予定がある建物の関係者の方は、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合がありますので、所轄の消防署へ事前にお問い合わせをしていただき、消防法に係る必要な事項を確認してください。

違反対象物の公表制度や消防法に係る相談につきましては、右記の所轄の消防署へお問い合わせください。

問い合わせ先

川越地区消防局	予防課	049-222-0744
川越北消防署	消防課	049-226-7290
川越中央消防署	消防課	049-242-1194
川越西消防署	消防課	049-231-1197
川島消防署	消防課	049-297-1979

川越地区消防局 <http://www.119kawagoechiku.jp>